議案第　25　号

平成30年度寝屋川市水道事業会計予算

（総　則）

第１条　平成30年度寝屋川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴	給水戸数		109,400	戸
⑵	年間総給水量		23,923,000	m^3
⑶	１日平均給水量		65,542	m^3
⑷	主な建設改良事業			
	施設等整備事業	事業費	861,769	千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款	水道事業収益	4,134,676	千円
第１項	営業収益	3,988,791	千円
第２項	営業外収益	145,880	千円
第３項	特別利益	5	千円

支　　出

第１款	水道事業費	4,009,187	千円
第１項	営業費用	3,748,524	千円
第２項	営業外費用	255,653	千円
第３項	特別損失	10	千円
第４項	予備費	5,000	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 623,019 千円は建設改良積立金 100,000 千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,471 千円、損益勘定留保資金 456,548 千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款	資本的収入	805,794 千円
第１項	企業債	749,000 千円
第２項	他会計出資金	49,709 千円
第３項	工事負担金	6,985 千円
第４項	固定資産売却代金	100 千円

支　　出

第１款	資本的支出	1,428,813 千円
第１項	建設改良費	962,537 千円
第２項	企業債償還金	466,276 千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設等整備事業	749,000 千円	普通貸借（証書借入）又は証券発行の方法により政府その他から起債する。	年 5.0% 以内	借入の日から 40 年以内（内据置５年以内）に元利均等償還、元金均等償還によって年賦又は半年賦償還をする。ただし、借入先の融通条件がある場合、その条件に従うことができる。また企業財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
合計	749,000 千円			

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴	職　員　給　与　費	451,929　千円
⑵	交　際　費	100　千円

平成 30 年２月 27 日　提出

寝屋川市長　　北　川　　法　夫